

## 鳥取県ワーケーションプログラム造成事業費補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（事業開始の原則20日前まで）

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了し、プログラム開発とPRツール製作が完了した日

### 5. 実績報告書提出 （完了・廃止等から20日以内と当該年度の4月20日のいずれか早い日）

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

**資料提出・問い合わせ先** 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話：0857-26-7128 ファクシミリ：0857-26-8196  
電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp